資料編

1. 高浜町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

区分	職名	氏 名	所 属
学識経験者	委員長	野嶋慎二	福井大学 教授
	副委員長	川本義海	福井大学大学院 准教授
各種団体	委 員	大 野 藤一郎	高浜町都市計画審議会 委員
	委 員	奥 野 宏 三	若狭交通安全協会 高浜支部長 高浜町都市計画審議会 委員
	委 員	石 橋 章 好	高浜町都市計画審議会 委員 高浜町老人クラブ連合会 会長
	委 員	松浦幸夫	教育委員会 委員長職務代理者 高浜町都市計画審議会 委員 若狭和田観光協会 会長
	委 員	中嶋基貴	高浜町商工会 会長 高浜町都市計画審議会 委員
	委 員	吉 岡 久	まちの駅 ぷらっと Home 高浜 館長
	委 員	池田充宏	農業委員会 委員
高浜町議会	委 員	小 幡 憲 仁	高浜町都市計画審議会 委員
	委 員	山 本 富 夫	高浜国際交流協会 副会長 高浜町都市計画審議会 委員
	委 員	的 場 輝 夫	高浜町都市計画審議会 委員
	委 員	西出秀雄	民生委員推進会 委員 高浜町都市計画審議会 委員
公募	委 員	谷久宜良	建築士
	委 員	時 岡 好 枝	旅館経営
	委 員	伊藤嘉子	店舗経営
	委 員	時 岡 利 行	会社員
福井県の職員	委 員	鰐 渕 浩 司	小浜土木事務所次長
関係行政機関の職員	委 員	日村健二	高浜町副町長 高浜町都市計画審議会 委員
福井県の職員	*オブザーバー	小野田 利 宏	福井県土木部都市計画課主任

(順不同、敬称略、平成23年7月1日現在)

2. 策定の経緯

○第1回作業部会 平成23年5月11日(水)

○第2回作業部会 平成23年5月24日(火)

○第3回作業部会 平成23年6月17日(金)

■第1回策定委員会 平成23年7月5日(火)

・講演会「コンパクトシティについて」 (福井大学 野嶋教授)

・高浜町の現状と未来予測から考える町の骨格

○第4回作業部会 平成23年8月10日(水)

■第2回策定委員会 平成23年10月6日(木)

・道路網・公共交通、防災について

・居住エリアと生活像について

○第5回作業部会 平成23年10月20日(木)

○第6回作業部会 平成23年11月1日(火)

○第7回作業部会 平成23年11月15日(火)

■第3回策定委員会 平成23年11月30日(水)

・「都市計画マスタープランの全体骨子(案)」について

○第8回作業部会 平成23年12月27日(火)

〇第9回作業部会 平成24年1月19日(木)

■第4回策定委員会 平成24年1月31日(火)

・「都市計画マスタープランの全体骨子(素案)」について

■第5回策定委員会 平成24年3月1日(木)

・「都市計画マスタープラン (素案)」について

■パブリックコメント 平成24年3月8日(木)~3月16日(金)

・「都市計画マスタープラン (素案)」について

3. 用語の解説

≪あ行≫

■青の里構想

青郷地区・内浦地区の豊かな環境を活かした自然体験・スローライフ・スロービジネスなどを通じて、人と人とのつながり、人と自然とのつながりを取り戻そうとする取り組み。

■新しい公共

経済社会が成熟するにつれ、個人の価値観が多様化し、行政の一元的判断に基づく「上からの公益」の実施では社会のニーズが満たされなくなってきたことから、これまでの行政により独占的に担われてきた「公共」を、住民・事業者・行政の協働によって実現しようとする考え。

■移動制約者

自動車中心の社会において、移動を制約される人という意味で、運転免許を持たない(持てない)人、自家用車を持たない(持てない)高齢者、子供、障がい者などを指す。交通事故の被害に遭いやすい人という意味もある。

■エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。「良好な環境や地域の価値の維持・向上」には、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成や安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれる。

■オープンスペース

都市や敷地内で、建物の建っていない土地又は空き地。遊び場や歩行者空間などのスペースとして活用される場合もある。

■オンデマンドシステム(バス)

利用者のニーズに合わせたドア to ドアでの配車を、情報技術がサポートする、低コストで環境問題にも配慮した、乗り合い型の交通システムのこと。

≪か行≫

■快水浴場百選

人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として、「美しい」「清らか」「安らげる」「優しい」「豊か」という水辺に係る新たな評価軸に基づき、環境省が全国 100 ヶ所の水浴場を選定。

■買い物難民

過疎化で商店が撤退・廃業したり、高齢で行動範囲が狭くなったりして、食料品や生活必需品の買い物に困る人々。

■狭隘(きょうあい)道路

道幅が狭くゆとりがない道幅の狭い道路を指す言葉。法律上の定義はなく、建築基準法が施行される前から存在する道路が多い。

■協働

住民、各種団体、企業、自治体が、同じ目的のために、対等の立場で連携・協力し合うこと。

■景観法

平成 16 年 12 月に施行された景観に関するわが国初の総合的な法律で、地域における景観を整備・保全するための基本理念を明確にするとともに、景観形成に携わる住民・団体・事業者・行政の責務を明確化したもの。

■景観計画・景観条例

良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する方針、建築物の建築等の行為の制限に関する事項等を定める計画。景観条例は、その運用に際して必要な事項を定めたもの。

■景観協定

良好な景観の形成を図るため、一団の土地の区域の土地所有者等の全員の合意の下で、良好な景観の形成に関する事項を定める制度。景観計画の規制手法にはなじまないソフト的な事項を定めることも可能。

■公営住宅長寿命化計画

公営住宅の状況やニーズ等を踏まえ、住棟ごとに、建て替え、改善、修繕等の活用手法を定め、 効率的な事業の実施により、良質なストックを効果的に長期活用するための方針を定めた計画。

■国土形成計画·広域地方計画

国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画であり、我が国全体を対象とする「全国計画」と地方ブロックごとに定める「広域地方計画」から構成される。

■コーホート要因法

将来人口を推計する手法の一つで、将来の自然増減要因(出生・死亡)と社会増減要因(転入・ 転出)を掛け合わせて算出する。

■コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・ 習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

■コミュニティポンプ / 消防用の小型動力ポンプ。

≪さ行≫

■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林とそれらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

■自助、共助、公助(防災)

「自助」家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分の身を自分で守ること。

「共助」地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの 人たちと助け合うこと。

「公助」行政や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと。

■自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

■資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使う ことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

■自動車交通の静穏化

住環境保全や交通安全のために自動車交通を抑制すること。交通規制などにより交通を抑制する 手法と、道路構造を改善し物理的に自動車交通をコントロール手法がある。具体的な整備例として、 コミュニティ道路の整備やコミュニティ・ゾーンの形成等が挙げられる。

■社会資本

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設。道路、港湾、工業用地などの産業関連社会 資本と、上下水道、公営住宅、病院、学校など生活関連社会資本に大別される。

■住宅マスタープラン

住宅に関する現状把握や調査、分析等を行い、地域の特性及び住民ニーズを捉えた上で、都市計画や福祉施策、環境、防災対策等と連携した総合的な住宅施策を取りまとめた計画。

■スロービジネス

スローライフの概念をビジネスの世界に応用したもの。

■スローライフ

時間に追われずに、余裕をもって人生を楽しもうという概念、あるいはこの概念に沿った生活様式のこと。

■成熟社会

都市が人口や経済活動などに関して、考えられる範囲での成長のピーク段階を過ぎ、新たな状況 へ移りつつある状態を想定した社会。

≪た行≫

■高浜エコ甲

最新の環境技術やエネルギーシステムなどのハイテクに、地域の歴史文化と自然風土を活かした ローテク(人々の営みと生活文化)が融合した、高浜町だからこそできる環境モデル都市の具体像。

■高浜コンパクトシティ基本構想

高浜町都市計画マスタープランの実現に向けた中心市街地における具体的な取り組みをハード・ソフトの両面から定めた構想で、高浜地区版のマスタープランとして位置づけられる(策定中)。

■高浜町景観基本計画 (案)

美しい道路景観の創造、海岸景観の保全・創造、景観づくりのモデル拠点となる公共施設デザインの統一、新・和風の町並みの創造、目印を際立たせシンボル性を高めた整備等を目標として平成6年度に策定された「高浜町景観づくり基本計画」を見直し、景観法に基づく景観行政団体として今後の景観行政の総合的な指針を定めた計画(策定中)。

■高浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

福井県が都市計画区域ごとに策定する計画で、都市計画の目標、市街化区域・市街化調整区域の 区域区分の有無、土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方 針を定める(平成23年度より改訂作業中)。

■高浜八景

風光明媚な高浜町の景観は古くから高く評価されており、江戸時代には「青葉募雪」「三松村の 夜雨」「城山晴嵐」「南浦帰帆」「山寺明鐘」「汐入落雁」「名高金米橋」「島山秋月」が高浜八景とし て評価されている。

■多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

■地区計画

一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するために指定する 地区。建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限、道路や公園などの公共施設の配置を一 体として定めることができる。

■地方分権改革

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、国と地方の 役割分担や国の関与の在り方について見直しを行い、これに応じた税源配分等の財政上の措置の在 り方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る取り組み。

■調整池

集中豪雨やゲリラ豪雨などによる浸水被害を軽減するため、雨水を一時的に溜める池のこと。

■低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

■伝統的民家保存活用推進地区

相当数の伝統的民家が存し、これらの伝統的民家により形成されている地域の特色が優れている地域として福井県が指定するもの。地区内においては、伝統的民家保存活用推進施策を重点的に実施するものとしている。

■特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)において、その良好な環境の 形成又は保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物 等の用途の制限を定める区域。

■都市計画区域

中心市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人口・土地利用・交通量などの動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する。

■都市下水路

主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末 処理場を有しないものをいう。

≪な行≫

■日本の棚田百選

特色ある農業生産の場、国土・環境の保全、農村の美しい原風景の形成、伝統・文化の継承など 多面的な機能を有する中山間地域の棚田について、その保全や保全のための整備活動を推進し、農 業農村に対する理解を深めるため、優れた棚田として農林水産省が認定したもの。

■日本の夕陽百選

天然の観光資源である夕陽を観光地の活性化に活かそうと、「日本の夕陽百選選考委員会」が全国 200 ヶ所の名所の中から選定したもの。

≪は行≫

■ハザードマップ

災害予測図。一般的には、地震、水害、土砂災害等の災害に対して危険な地域を地図上に示した もの。

■販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

■福井ふるさと百景

福井の美しい景観を県内外に発信し、ふるさとに誇りと愛着を持ってもらうとともに、県民の財産である景観を守り育てていくことを目的に福井県が選定したもの。

■PDCA

Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(点検・評価)→Action(処置・改善)の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図っていこうとする考え。

■ポケットパーク

道路脇や街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園又は休憩所。地域の生活環境を良くすることを重視し、気軽に休める憩いの場となる。

≪ま行≫

■メガソーラー

1メガワット(1,000キロワット)を超える大規模な太陽光発電施設のこと。

≪や行≫

■UJIターン

一般に、Uターンとは「地方出身者が、再び出身地に移り住むこと」、I ターンとは「地方出身者が、出身地には戻らず、都市と出身地の間の地域に移り住むこと」、I ターンとは「都市で生まれ育った者が、地方に移り住むこと」を指す。

■用途地域

それぞれの土地利用にあった環境を保ち、又、効率的な活動を行うことができるよう、各地域に ふさわしい建物の用途、形態(建ペい率、容積率、高さ等)などのルールを定めて、機能的で良好 な都市環境をつくる制度。

≪ら行≫

■ライフサイクルコスト

施設を企画・設計・建設し、その施設を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの施設の全生 涯に要する費用の総額。

■緑地協定

良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意の下で、樹木等の種類、垣又は柵の構造などの緑化に関する事項について締結した協定で、市町村長の許可を受けたもの。

■臨港地区

港湾の機能として船舶の出入り、停泊、荷物の積み卸し、貯蔵保管、各種手続き、検査などを円滑に行うため、港湾の後背地に隣接した土地の区域を都市計画の土地利用計画の一部として位置づける地区。

≪わ行≫

■ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するための会議運営手法の一つ。

高浜町都市計画マスタープラン

発 行 平成 24 年 3 月

発行者 福井県高浜町

編集 建設整備課

〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎 71-7-1

TEL 0770-72-7702 (直通)

FAX 0770-72-7721

E-mail kensetu@town.takahama.fukui.jp

ホームページ http://www.town.takahama.fukui.jp/